

岐阜県公報

目 次

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都 市 政 策 課)

ページ

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、御嵩都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画 区 域	日 時	場 所	関係市町
御 嵩	平成二十二年八月二十五 日（水）午後六時から	可児郡御嵩町御嵩 一三三九番地一 御嵩町役場北庁舎 三階大会議室	可 児 市 御 嵩 町

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、可児市建設部都市計画課及び御嵩町建設部建設課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

岐阜県公報号外毎週（火曜日）（金曜日）発行（休日に当たる）
（ときは翌日）

平成二十二年七月三十日

号外(四) 平成二十二年 七月三十日

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

- 1 本区域の人口は減少傾向にあり、市街地の拡大の可能性は低くなっていること。
- 2 可児御高インターチェンジ周辺については、御高町第四次総合計画において、新しいにぎわい交流拠点として、観光交流機能や商業機能を備えたゾーンとして整備を図ることが位置付けられている他、(都)一般国道二一号御高バイパスの整備に伴い、新たな開発を促す可能性があるが、土地利用の誘導策を検討することにより、計画的な土地利用を進め、良好な市街地の形成を図ることが可能であること。
- 3 住宅が集積している(都)井尻伏見線沿道や名鉄御高駅周辺、振興事務所周辺などの各地区の中心部においては、通過交通の増加、下水道未整備などの課題はあるが、今後(都)一般国道二一号御高バイパス及び県道多治見白川線の整備や市街地内を中心とした下水道整備の推進により、既成市街地を中心に良好な住環境の形成が可能であること。

- 4 近年、自然環境への配慮が強く求められており、本区域の山林は保全すべき箇所も多く、開発を行う際には、自然と調和した計画となるよう誘導を行うことから、開発による無秩序な自然環境喪失の可能性は低くなっていること。
- 四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

区域中心部から西部の既成市街地において、地区計画等の指定や下水道整備により、良好な居住空間を構築する。

上恵土交差点以南の可児市との境界付近は用途地域変更を検討しつつ、(都)一般国道二一号御高バイパスと連携した土地利用を進める。

(都)井尻伏見線沿道の(都)南山環状線との交差点以東は、住民のニーズに合わせた住宅・商業機能の集積を目指す。

一般住宅地区の外縁にある住宅団地は、低層住宅を中心とした良好な住環境地区として土地利用を維持する。

(二) 商業系

名鉄御高駅周辺を中心市街地商業地区として、商業機能の集積を進める。

御高駅南の駐車場等の施設整備や(都)一般国道二一号御高バイパスと連携

した快適な商業空間として機能確立を目指す。

(都)井尻伏見線沿道の商業集積地と都古屋敷大庭線の御高大橋周辺の商業空間を沿道商業地区とする。

(都)井尻伏見線沿道は用途地域の変更も考慮し、周辺住民が歩いていける商業空間を目指す。

御高大橋周辺は今後の(都)一般国道二一号御高バイパスの整備と連携し、連続した商業空間を目指す。

御高町西部の大型商業施設が立地する地区については、大型資本を中心とした新しいまちづくりの誘導を行う。

(三) 工業系

区域南部のグリーンテクノみたけを中心とする工業団地と(都)井尻伏見線沿道の一部を工業地区として位置付ける。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

歩行者・自動車運転者の高齢化を考慮し、歩道の整備や道路の拡幅等、安全で快適な道路環境づくりを進める。

国道・県道バイパスの早期整備により生活空間に侵入する通過交通を排除し、居住環境を守る道路網の構築を進める。

高齢社会への対応と、良好な生活環境の構築を進めるためには、自動車の利便性向上だけではなく、「安心して出歩けるまち」を創り出すことが必要であるため、特に交通量の多い都市骨格道路の市街地部分や、通学路などは、歩道などを整備することにより安全な歩行空間を創出する。

鉄道は名鉄広見線を住民の通勤・通学や観光客の足としての役割を担う重要な機能と位置づけ、駅周辺の整備を行うことにより利便性の向上を図る。

さつきバス・ふれあいバス・YAOバスが通勤・通学や日常生活の重要な交通手段となっていることから、バス路線となっている道路の利便性の向上を図る。

駅前広場や駐車場等の鉄道駅周辺の整備を進めることにより、公共交通機関の利便性向上を図り、通勤時の自動車利用からの転換を誘導する。

(都)一般国道二一号御高バイパスや県道のラッシュ時の渋滞緩和を図るとともに、主要幹線道路を緑化することで、環境負荷の軽減に努める。

(二) 下水道及び河川

可児川は流域の下水道整備を通じて水質の改善と保全に積極的に取り組む。下水道は、公共下水道整備計画区域の見直しを含めて効率的に整備を進め、普及率を高めるよう努める。

可児川・木曾川については、安全で親しみの持てる水辺空間の創出を検討する。

3 市街地開発事業に関する方針

名鉄御高駅の周辺未利用地は、駅に近接する生活利便性の高い住宅地として活用するとともに、向陽通りや願興寺・中山道みたけ館と連携したまちなみを形成し、既成市街地と(都)一般国道二一号御高バイパスを結ぶ地区として整備を進める。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(一) 市街地や集落周辺の山林農地、河川を住民が親しむことのできる自然環境として保全する。

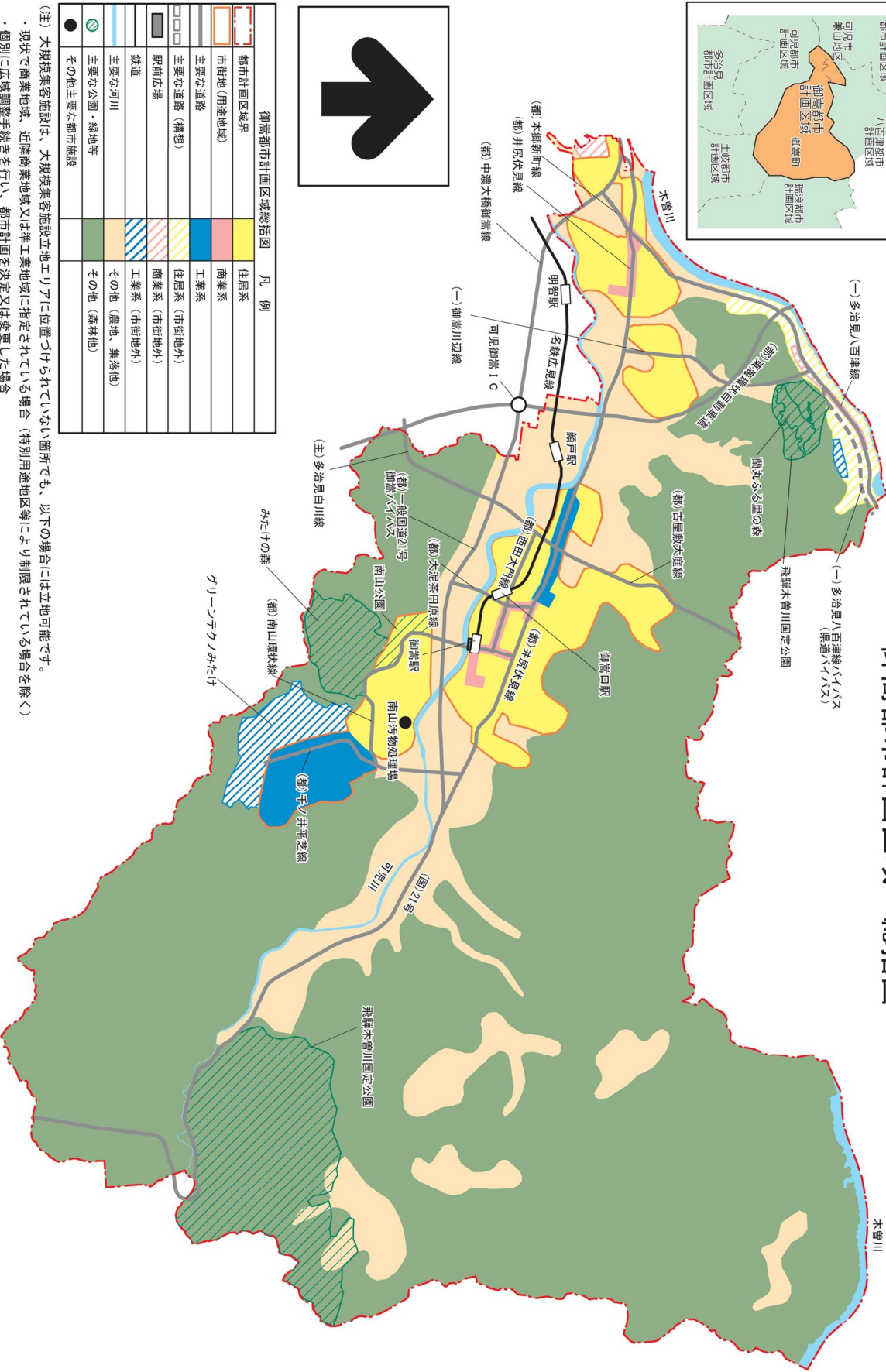
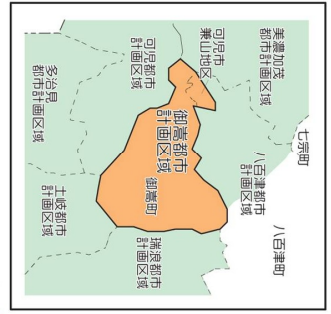
(二) 良好な生活環境を構築するため、市街地内の沿道を中心に緑化を推進する。

(三) 兼山地区では、可児市緑の基本計画に基づき、蘭丸ふる里の森をはじめとした、緑地の保全を図り、可児市景観計画に基づく良好な景観の維持・創出を進める。

(四) 公園は住民の憩いの場、交流の場であり、災害時に避難場所や救援拠点となる等その用途は広いため整備を進める。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

御嵩都市計画区域 総括図



御嵩都市計画区域境界	住居系
市街地(用途地域)	商業系
主要な道路	工業系
主要な道路(構想)	住居系(市街地外)
駅前広場	商業系(市街地外)
鉄道	工業系(市街地外)
主要な河川	その他(農地、集落地)
主要な公園・緑地等	その他(森林地)
●	その他主要な都市施設

(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。
 ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
 ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年7月30日付けで岐阜県公報に登載された御嵩都市計画区域マスタープランの都市計画変更案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人
住 所
(ふりがな)
氏 名
TEL
印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
- 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、下呂都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市
下 呂	平成二十二年八月二十六日(木)午後六時から	下呂市森九二二番地 六下呂ふれあいセン ター三階会議室	下 呂 市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、下呂市建設部建築課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年八月三日(火)から同月十七日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年八月十七日(火)までに〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メー

健康保養地構想地区	中心商業地区	地域区分	<p>ルによる提出は認めない。</p> <p>3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。</p> <p>4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。</p> <p>五 公聴会に関する問い合わせ先 岐阜県都市建設部都市政策課（電話〇五八 二七二 一一一 内線三七五五）又は下呂市建設部建築課</p> <p>六 その他 公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。 公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。</p> <p>別記一 一 都市計画の目標 本区域の都市づくりを進めていく上での課題を解決するため、「森と清流 人とまちが響きあう健康と交流のまち」を都市づくりの将来像とし、以下に示す目標を設定する。</p> <p>1 自然を活かし地域活力の創造につながる土地利用の推進</p> <p>2 地域の個性を活かし交流と定住を促進する都市施設の整備</p> <p>3 快適で安心して暮らせる拠点の整備</p> <p>二 地域ごとの市街地像（まちづくりのイメージ） 本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。</p>															
中心商業地区の北東部に隣接する地区	<p>飛騨川右岸の商業地</p> <p>飛騨川左岸の商業地</p>	おおむねの位置	<p>目指すべきまちづくりのイメージ</p> <p>公共交通ハブを備えた本区域の玄関口となる商業地</p> <p>景観に優れ利便性にぎわいとが融合した周遊性の高い都市中心拠点</p> <p>特色のある医療サービス、医療と連携した健康・保健・文化サービスを提供し広域交流空間となる地区</p>															
(一) 商業系	<p>空き家・空き地を活用しながら住宅の更新を図ることにより防災耐力の向上、耐火性の向上を図り生活基盤の整備や住環境の改善を積極的に行う。特に、中心商業地に隣接する地域については、利便性に優れ、良好な住環境を備えた住宅地を形成するため、住・商混在を基本とした土地利用の再編を行う。</p> <p>健康保養地構想地区に隣接する区域を自然共生型の住宅地と位置づけ、これらの機能享受できる自然と調和した良好な住宅地の形成を図る。</p>	<p>四 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1 土地利用に関する方針</p> <p>(一) 住居系</p>	<p>三 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無 本区域では、次の理由により区域区分を定めない。</p> <p>1 本区域では、限られた開発可能な地域に人口が集積され、今後の人口の増加は見込まれず、（仮称）濃飛横断自動車道整備と（仮称）高山下呂連絡道路による交通便利性の向上や健康保養地構想地区の整備による地域の発展が想定されるもの、地理的地理的な状況等を勘案すると市街地内に残されている自然的土地利用等の活用で対応できるものと想定されること。</p> <p>2 本区域の中心商業地は、観光産業の中心として宿泊施設や商業施設等が密集し、準防火地域指定による建物の耐火性の向上や下水道の整備などにより、中心商業地を中心に住環境の改善や生活基盤の整備が計画的に既に進められていること。</p> <p>3 市街地内の山林、丘陵地においても開発が沈静化しており、将来的に大幅な人口増加が見込まれず、市街地外においても既に保安林等の指定がされていることから、開発行為による自然環境喪失の可能性は低いと想定されること。</p> <table border="1" data-bbox="1101 1187 1428 2060"> <tr> <td>沿道商業地区</td> <td>市街地南東部の国道四一沿道</td> <td>国道四一沿道の利便性を活かした沿道型商業地</td> </tr> <tr> <td>一般住宅地区</td> <td>市街地中央部から南部の地区</td> <td>まちなか居住促進拠点</td> </tr> <tr> <td>自然共生型の住宅地</td> <td>市街地北部と東部で既に住宅が立地、集積している地区</td> <td>自然豊かな居住環境を備えた住宅地</td> </tr> <tr> <td>工業地区</td> <td>市街地北部及び南部の工業地</td> <td>産業拠点</td> </tr> <tr> <td>緑地等</td> <td>下呂つじヶ丘公園やしろさぎ緑地など</td> <td>まちのつるおい拠点</td> </tr> </table>	沿道商業地区	市街地南東部の国道四一沿道	国道四一沿道の利便性を活かした沿道型商業地	一般住宅地区	市街地中央部から南部の地区	まちなか居住促進拠点	自然共生型の住宅地	市街地北部と東部で既に住宅が立地、集積している地区	自然豊かな居住環境を備えた住宅地	工業地区	市街地北部及び南部の工業地	産業拠点	緑地等	下呂つじヶ丘公園やしろさぎ緑地など	まちのつるおい拠点
沿道商業地区	市街地南東部の国道四一沿道	国道四一沿道の利便性を活かした沿道型商業地																
一般住宅地区	市街地中央部から南部の地区	まちなか居住促進拠点																
自然共生型の住宅地	市街地北部と東部で既に住宅が立地、集積している地区	自然豊かな居住環境を備えた住宅地																
工業地区	市街地北部及び南部の工業地	産業拠点																
緑地等	下呂つじヶ丘公園やしろさぎ緑地など	まちのつるおい拠点																

飛騨川右岸の旅館・ホテル・商店が集積する地域では、病院跡地の活用や面
 的な整備も視野に入れた下呂市の玄関の名にふさわしい拠点形成を目指す。
 観光及び商業機能を効率的に集積させ土地の有効利用を図るとともに、街路
 や修景施設等の整備により、観光地下呂の拠点形成を目指す。
 国道四一号沿道の商業地域では、交通の利便性を活かしたロードサイド型土
 地利用（商業・業務系）を誘導する。

(二) 工業系
 市街地北部及び南部にある工業地では、工業施設の立地誘導を行い生産機能の
 強化を図る。

2 都市施設の整備に関する方針
 (一) 交通施設
 広域交通の利便性を改善するため、中京都市圏と高山及び北陸圏を結ぶ南北
 軸である国道四一号の整備・充実及び（仮称）高山下呂連絡道路の整備（仮称）
 濃飛横断自動車道（地域高規格道路濃飛横断自動車道）の整備を促進する。
 市街地における交通環境の改善を図るため、中心市街地から通過交通を排除
 する道路交通網の整備を進めるとともに、広域幹線道路や鉄道との連携による
 利便性の高い道路交通網の整備に取り組む。
 中心商業地では、歩行者動線の確な配置・強化を促進し、魅力的で、すべ
 ての人が安全かつ快適に散策できる歩行者空間の創出を図る。
 鉄道・バスの輸送体系の強化を図るとともに、駅前広場の整備、駐車場の確
 保等を含め駅周辺における交通ハブ機能の充実を検討する。

(二) 下水道及び河川
 市街地内すべてを公共下水道の整備区域として設定し、本区域を三つの処理
 区に区分して整備を進める。
 飛騨川の治水安全度を高め、河川改修を進める。

(三) その他
 概ね十年以内に一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設の整備を図る。

3 市街地開発事業に関する方針
 (一) 中心市街地の基盤未整備地区では、市街地開発事業による面的な整備が困難な
 状況となっており、空き家・空き地の活用、住宅・商店の建替え促進などの施策
 を組合せつつ徐々に快適な市街地形成を図る。

(二) 中心商業地周辺では、住商混在の土地利用を許容するものの、良好な住環境を
 維持するために、悪影響を与える施設の立地や土地利用の純化を図るべき地域に
 おいては、用途地域の見直しや地区計画等を活用し、適正な規制・誘導を行う。

(三) 観光客が散策したくなる魅力ある温泉街を形成するため、中心市街地における
 環境整備を進める。

(四) 健康保養地構想地区においては、医療と健康をテーマとした関連施設等の整備
 を推進する。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針
 人と自然との共存、みどり豊かな観光地下呂の形成、将来的な位置づけの明確化、
 憩う・遊ぶ・避難の役割を果たす公園の確保を基本的な方針として、既存の都市計
 画公園、市街地内外の緑、社寺林等を活用し、系統別の緑地機能を確保する。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街
 地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

下呂都市計画区域 総括図



	都市計画区域境界		● その他主要な都市施設
	市街地(用途地域)		住居系
	主要な道路		商業系
	主要な道路(構想)		工業系
	駅前広場		その他(農地、集落他)
	鉄道		その他(森林他)
	主要な河川		拠点等整備地区
	主要な公園・緑地等		

(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置付けられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。
 ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
 ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年7月30日付けで岐阜県公報に登載された下田都市計画区域マスタープランの都市計画変更案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人
住 所
(ふりがな)
氏 名
TEL
印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
- 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、揖斐都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市
揖斐	平成二十二年八月二十七日(金)午後六時から	揖斐郡揖斐川町上南方十五 揖斐川町中央公民館 一階第一会議室	揖斐川町 大野町 池田町

二 公聴会において意見を聴くこととする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、揖斐川町建設課、大野町建設水道課及び池田町建設課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年八月四日(水)から同月十八日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年八月十八日(水)までに千五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

<table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>お お む ね の 位 置</td> <td>目指すべきまちづくりのイメージ</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>養老鉄道の主要駅周辺や幹線道路沿道</td> <td>活力ある商業の振興を図る地域</td> </tr> <tr> <td>住居地域</td> <td>人口集中地区や商業地の周辺地域</td> <td>良好な居住環境の形成を目指す地域</td> </tr> </table>	地域区分	お お む ね の 位 置	目指すべきまちづくりのイメージ	商業地域	養老鉄道の主要駅周辺や幹線道路沿道	活力ある商業の振興を図る地域	住居地域	人口集中地区や商業地の周辺地域	良好な居住環境の形成を目指す地域	<p>2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。</p> <p>3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。</p> <p>4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。</p> <p>五 公聴会に関する問い合わせ先 岐阜県都市建築部都市政策課(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三七五五)、揖斐川町建設課、大野町建設水道課又は池田町建設課</p> <p>六 その他 公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。 公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。</p> <p>別記一 一 都市計画の目標 本区域では、「音色豊かなトライアングル(健康・ロマン・つながり)都市の建設」を都市づくりの基本理念とし、この実現に向けた都市づくりの基本的な方向を次のとおり示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水と緑という地域の自然資源を活かしたまちづくり 2 健康で安全・安心に暮らせるまちづくり 3 快適・便利・機能的等の豊かな生活空間のあるまちづくり 4 活力と豊かな暮らしのあるまちづくり 5 住民参加・協働によるまちづくり <p>二 地域ごとの市街地像(まちづくりのイメージ) 本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。</p>
地域区分	お お む ね の 位 置	目指すべきまちづくりのイメージ								
商業地域	養老鉄道の主要駅周辺や幹線道路沿道	活力ある商業の振興を図る地域								
住居地域	人口集中地区や商業地の周辺地域	良好な居住環境の形成を目指す地域								
<p>三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無 本区域では、次の理由により区域区分を定めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本区域の人口は今後、現状維持が減少が見込まれるため、住宅系市街地の拡大は少なく、大型商業施設、工業用地及び流通業務用地は(都)東海環状自動車道(仮称)大野・神戸インターチェンジ(以下、「インターチェンジ」という。)周辺や幹線道路沿い等特定の区域での開発に限定されると想定されること。 2 既存市街地では道路、公園等の整備水準が低く、効率的な基盤整備を進める必要があるが、区域区分を行い積極的な都市整備を展開するほどの土地需要は見込まれないこと。 3 農地や山林等自然環境は、既に他法令(農業振興地域における農用地区域、保安林等)で保全されていること。 <p>四 主要な都市計画の決定の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用に関する方針 <p>(一) 住居系 既存の住居の集積が高い各町の中心部とその周辺が一体的になるように配置することで、住環境の整備を図る。</p> <p>(二) 商業系 各町それぞれに地域商業核を形成する方針とし、既存商業地の活性化に努め、養老鉄道養老線の揖斐駅、池野駅周辺を核とし、大野町内内の国道三〇三号沿いを含め、商業地の形成を図る。 (都)池田岐阜線及び(都)池田揖斐川線の池田町内では、大型商業施設が立地しており、この地区を拠点に沿道商業地の形成を図る。 将来的には大野町内(都)池田岐阜線及び(都)大野揖斐川線沿道にも沿道</p>	<table border="1"> <tr> <td>工業地域</td> <td>エンジ周辺、(仮称)大野町北部工業団地、(都)池田揖斐川線及び(都)大野揖斐川線の周辺地域等</td> <td>工業施設や流通業務施設を中心に誘導する地域</td> </tr> <tr> <td>農業集落地域</td> <td>農村集落が形成されている地域</td> <td>緑豊かなゆとりある住環境を目指す地域</td> </tr> <tr> <td>森林等</td> <td>公園・緑地等</td> <td>観光・レクリエーションによる地域交流を図る地域</td> </tr> </table>	工業地域	エンジ周辺、(仮称)大野町北部工業団地、(都)池田揖斐川線及び(都)大野揖斐川線の周辺地域等	工業施設や流通業務施設を中心に誘導する地域	農業集落地域	農村集落が形成されている地域	緑豊かなゆとりある住環境を目指す地域	森林等	公園・緑地等	観光・レクリエーションによる地域交流を図る地域
工業地域	エンジ周辺、(仮称)大野町北部工業団地、(都)池田揖斐川線及び(都)大野揖斐川線の周辺地域等	工業施設や流通業務施設を中心に誘導する地域								
農業集落地域	農村集落が形成されている地域	緑豊かなゆとりある住環境を目指す地域								
森林等	公園・緑地等	観光・レクリエーションによる地域交流を図る地域								

商業地の形成を目指す。

幹線道路沿道の商業地は、無秩序な商業施設の立地の抑制に努め、一定の範囲での商業地の形成を目指す。

(三) 工業系

インターチェンジ開設を視野に、既存工業地及びその周辺に加えて、(仮称)大野町北部工業団地及びインターチェンジ周辺並びにその立地が望ましい地区に計画的な工場等の立地を図る。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

より充実した道路体系の整備を図るため、新たな道路の計画を検討するほか、既に都市計画決定された道路の内、未完成道路については、社会経済環境の変化を考慮しつつ必要性を検証のうえ廃止を含めた計画変更を検討し、真に必要な路線を優先した効率的な整備を図る。

道路が都市の景観やアメニティに大きな影響を及ぼす空間であることに充分配慮して、整備を図る。

公共交通機関としての鉄道は、高齢社会において交通弱者に対して重要な施設であることからその維持に努める。

(二) 下水道及び河川

土地利用計画との整合等を図りながら三町それぞれにおいて単独公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業を推進する。

桂川、杭瀬川等について、「洪水等の水害防止」「農業用水等河川の利活用」「周辺住民の生活に潤いをもたらす空間」「自然との共生」のための整備を行う。

3 市街地開発事業に関する方針

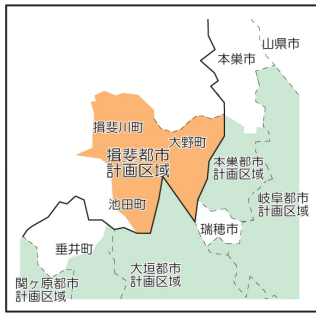
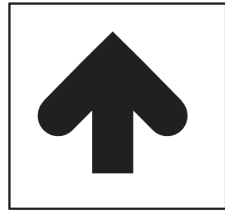
将来発生する新たな市街地需要に対して、土地区画整理事業等計画的な開発により、良好な市街地環境の形成を目指す。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

現在の豊かな自然環境を保全し、身近な公園・広場を整備するという二つの視点により、公園や緑地等の整備に努める。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

揖斐都市計画区域 総括図



揖斐都市計画区域総括図		凡 例
	都市計画区域界	住居系
	市街地(用途地域指定検討地域)	商業系
	主要な道路	工業系
	主要な道路(構想)	その他(農地、集落他)
	鉄道	その他(森林他)
	主要な河川	
	主要な公園・緑地等	
	その他主要な都市施設	

(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。

- ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
- ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年7月30日付けで岐阜県公報に登載された揖斐都市計画区域マスタープランの都市計画変更案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年七月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・オール・テクノセンター